輝かせます! 学びあふれる つるのまち

(素案)

都留市教育振興基本計画

R2~R6 年度



◆ 都留市教育委員会

今日、少子・高齢化及びグローバル化の進行、そして社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まり等、教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しており、これからの社会を担う人材を育成する教育の果たす役割は、ますます大きくなっています。

国は、教育委員会制度の見直しを柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市と教育委員会が協議して策定することを義務付けました。

本市におきましては、「第6次都留市長期総合計画(H28年度~R8年度)」を本市の教育振興の基本として捉え、リーディング・プロジェクトと位置付けた「教育首都つる」のさらなる進展を目指してまちづくりを進めてまいりました。

この間、公立大学法人都留文科大学を核として、山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス、健康科学大学看護学部、都留興譲館高校など、保育園、幼稚園から大学院に至るまで、様々な教育に関わる機関が整った環境づくりに取り組む一方で、体育施設、文化施設などの教育インフラの整備、充実にも力を注いでまいりました。また、様々な教育機関どうしの連携のみならず地域住民も含めた協働による創造性豊かな学びの場の創出により、教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生の豊かさを実感できるような教育環境の整備にも努めてまいりました。

このような状況の中で、都留市教育委員会では、時代の要請に的確に対応しながら、本市の教育の一層の振興を図るため、平成27年度に計画期間5カ年とする本市の教育振興の基本計画である「都留市教育振興基本計画」を策定し、この度、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「都留市教育振興基本計画」を策定いたしました。

この計画は、「輝かせます!学びあふれるつるのまち」を基本理念に、「知の資源と連携したまちづくり」、「生きる力を育む学校教育のまちづくり」、「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」の3つを基本目標とし、これに「生涯活躍のまち・つる」の実現と安全・安心なまち「セーフコミュニティ」を推進していくため、これに沿った10の基本方針を定めました。

尚、本計画の策定に当たり、国及び山梨県の計画を参酌し、特に「山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)」に示された基本理念・基本目標の考え方に留意して進めてまいりました。市民の皆様をはじめ、関係機関・団体の方々には、本市教育の振興のため、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たりまして、多大なご協力と貴重なご意見を賜りました市 民の皆様、「都留市教育振興基本計画策定委員会」の各委員の皆様に対し、深く感謝申し上 げます。

令和2年4月

都留市教育委員会

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1 2 3 4	策定の趣旨4計画の位置づけ4計画の性格5計画の期間6
第2章	教育を取り巻く社会の状況【山梨県教育振興基本計画参照】 ・・・・・・・・ 7
1 2 3 4 5 6 7	人口減少と高齢化の進展7グローバル化の進展8超スマート社会 (Society5.O) の到来9家庭環境や地域社会の変化10安全・安心に対する意識の高まり11多様な学びの必要性の高まり12未来への希望13
第3章	本市教育の現状と課題 14
1 2 3 4 5 6	学校教育の充実 14 家庭・地域・学校の連携 16 いきがいを高める生涯学習の推進 16 青少年の健全育成の推進 17 スポーツの振興 18 文化の振興 19
	本市教育の目指すべき方向21
	基本理念/基本目標/基本方針/施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 5標を掲げた施策の実施と評価

第5	章 10 <i>0</i>)基本	「方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
<u> </u>	知の資源と	一連搜	<u></u>	22
٠			大学等と連携した教育施策を展開します	
	基本方針	2	世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します	
	生きる力を	を育す	S学校教育のまちづくり	22
	基本方針	3	確かな学力と自立する力を育成します	
	基本方針	4	豊かな心と自己実現を図る力を育成します	
	基本方針	5	一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて	
			取り組みます	
	基本方針	6	子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに	
			取り組みます	
	基本方針	7	家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます	
(地域の教育	育力を	を高める生涯学習のまちづくり	23
	基本方針	8	生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に	
			取り組みます	
	基本方針	9	健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します	
	基本方針	10	市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の	
			振興を進めます	
第6:	草 施策の)具体	x的方向 ······	25
_		l \ -		
ι			携したまちづくり」	
			大学等と連携した教育施策を展開します	
			世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
			む学校教育のまちづくり	
	基本方針	3	確かな学力と自立する力を育成します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

基本方針	4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します
基本方針	5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の
	充実に向けて取り組みます・・・・・・・・41
基本方針	6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる
	教育環境づくりに取り組みます ・・・・・・・・・・43
基本方針	7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます 46
地域の教育	f力を高める生涯学習のまちづくり
基本方針	8 生涯にわたり学び続けることができる
	環境づくりの実現に取り組みます・・・・・・・・・ 50
基本方針	9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します ・・・・・・・・ 53
基本方針 1	0 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための
	文化芸術の振興を進めます 57
第7章 検証・	評価と見直し60
1 進捗状	況の点検及び計画の見直し ······ 60
2 目標と	なる指標一覧60
資料編	
策定委員会	委員名簿66
教育委員名	簿67

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

- 2006年の教育基本法の改正により、国においては5年ごとに教育振興基本計画(以下、「国計画」)を策定し、2018年には第3期の国計画が策定。山梨県においても2009年度に「やまなしの教育振興プラン」、2014年に10年を計画期間とする「新やまなしの教育振興プラン」を策定するなかで2019年6月に山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)を策定し、本県の実情を踏まえた教育施策を推進している。
- 都留市教育委員会では、時代の要請に的確に対応しながら、「『学び』あふれる つるの人づくり」を基本理念に、「生きる力を育む学校教育の推進」と「地域の教育力を高める生涯学習の推進」の2つを基本目標とする、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「都留市教育振興基本計画」を策定し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を市と教育委員会とで推進してきました。
- この間、少子・高齢化及びグローバル化の進行、知識基盤社会の到来、地球規模の課題、 社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まり等、教育を取り巻く社会の状 況は大きく変化しており、安全・安心に対する意識や多様な学びの必要性など、教育を取 り巻く環境が大きく変化する中で平成 29 年に小・中学校の学習指導要領が改定され、「社 会に開かれた教育課程」の実現が求められている。
- このように、新しい時代を拓く本市教育の進むべき方向とそれを実現するための基本的 な施策を明らかにするため、この計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

○ この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市教育振興の基本計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく本市教育大綱との整合を図り策定するものです。

教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、 基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成29年5月17日法律第29号)

(大綱の策定等)

第 1 条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

3 計画の性格

- この計画は、今後の本市教育を推進するための基本方針となるものであり、社会情勢の 変化を踏まえ、教育の基本理念等を示すとともに、今後取り組むべき施策の方向等を明ら かにするものです。
- また、本市は「教育首都つる」を標榜することから市民、学生、地域、教育機関等(公立大学法人都留文科大学、*1健康科学大学看護学部、*2県立産業技術短期大学校都留キャンパス、*3県立都留興譲館高校、小中学校、幼稚園、保育園)に対して、本市の教育目標や進むべき方向を明らかにすることにより、その理解と協力を求め、各主体の参画・協働へと発展することを期待するものであります。

4 計画の期間

- この計画の対象とする期間は、2020年度(令和2年度)を初年度とし、2024年度 (令和6年度)を目標年度とする5年間とします。
- ※1<u>健康科学大学看護学部</u>:富士河口湖町に在る医療系私立四年制大学。看護学部は、平成28年4月、旧桂高校 跡地にて開設された。
- ※2<u>県立産業技術短期大学校都留キャンパス</u>: 山梨県における職業能力開発を推進する中核となる施設であるとともに、山梨県ではじめての理工系短期大学校として平成11年4月に設立された。都留キャンパスは、工業系高校と連携した一貫型カリキュラムで5年制の工業高等専門学校に匹敵する教育プログラムの実現に取り組んでおり、平成25年4月に開校された。
- ※3<u>県立都留興譲館高校</u>:谷村工業高校と桂高校が統合され、平成 26 年 4 月開校。校名の「興譲館」は、天保 13 年 (1842 年)、谷村代官佐々木道太郎が、一般庶民の教育にあたるため、谷村陣屋内に設立した教諭所が、後に「谷村興譲館」と名付けられ、東部地域の教育に多大な足跡を残したことにちなんでいる。定員数は 960 人と県内、最大規模の高校となる。

第2章 教育を取り巻く社会の状況 【山梨県教育振興基本計画参照】

1 人口減少と高齢化の進展

- 急激な人口減少に直面している日本の人口は、2008(平成 20)年をピークとして減少傾向にあり、2040(令和 22)年には 20 代、30 代の人口が約7割に減少するほか、65 歳以上の人口が総人口の3 割を超える高齢化が予想されています。また、本県の人口は、2000(平成12)年の約89万人をピークに、その後、減少に転じ、2018(平成 30)年4月には約82万人となっています。
- 東京一極集中の傾向が加速し、日本の全人口の4分の1以上が東京圏に集中しています。本市では、高齢化率が27.6%と全国平均とほぼ同等であり、また、少子化や転出による社会減が追い打ちをかけていることにより、本市の人口は、平成27年度実施した国勢調査では32,002人、5年前の調査と比べ約1,586人の減少となっています。
- 急激な人口減少の進展により、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少等が予想され、これらに係る負担をどのように補うのか、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかということが今後も重要な課題となっています。
- 人口減少社会の進展は、それまでの右肩上がりの経済を前提とした社会システムの見直しを迫るとともに、物質的な豊かさを優先してきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げかけています。

これからの教育に求められること

- 人口減少が進展することにより、将来的に生産年齢人口の減少が危惧されています。これを 克服するために AI (人工知能) やロボットに期待が寄せられており、一部では驚くような成果 があげられていますが、まだ研究途上というのが現状です。今後も科学技術の急速な進展が予 想されますが、何を求めて AI やロボットを活用するのか、この目的を考え出すのは人間自身 です。どのような未来を創るのか、どのように社会や人生をよりよくするのか、場面や状況を 理解し、目的を設定することが必要です。社会の変化に主体的に向き合い、自ら問いを立て他 者と協働しながら問題を解決する「生きる力」を育むことが、これからの教育に求められてい ます。
- 日本では、人口減少の一方で長寿化が進み、人生100 年時代が予想されています。これまでの「教育・仕事・老後」といった単線型の生き方から、生涯に複数の仕事を持つことや、働きながら自ら学習し、地域社会の課題解決に取り組む複線型の生き方が一般的になると考えられています。これからの時代、一人一人が生涯にわたって学び続け、学んだことを生かすことができる社会づくりの推進が求められます。

7

2 グローバル化の進展

- グローバル化の進展により、日本経済は世界規模の競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや 国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。また、経済以外でも各国の相互 依存関係が深まる中で、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人 類共通の課題も増大しています。こうした中、日本には地球規模の課題の解決に向けて、積極的 に取り組むことが世界から求められています。
- 〇 山梨県においても、富士山が世界遺産に登録された 2013 (平成 25) 年以降、外国人延べ宿 泊者数が増加し、2017 (平成 29) 年には、約 161 万人にのぼるとともに、果物やワイン等 の海外市場への展開を目指した取組も行われています。また、高い技術を誇る機械電子産業の集 積に加え、国内外でさらなるニーズの高まりが見込まれる医療機器や水素・燃料電池といった成 長産業への企業参入が進みつつあります。
- 今後、グローバル化への対応が至るところで求められることになりますが、グローバルな視点だけではなく、併せて自分の住む地域の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着を持ち、そして地域づくりに積極的に参画する人材育成も進める必要があります。

- O 2015(平成 27)年に国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。環境、経済、社会だけではなく平和やエネルギー等の課題に対して17の「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。これらの目標を達成するためには、将来の世代によりよい地球を残そうとするあらゆる主体(国、地方公共団体、企業、市民等)によるパートナーシップが必要であるとともに、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されています。
- 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する観点から、外国語活動の小学校中学年への導入や高学年での教科化を含め、小・中・高等学校を通じた外国語教育のさらなる充実を図るため新学習指導要領の着実な実施及び異校種間の連携等を促進する必要があります。
- 都留市においてもグローバルな視点を持ち、地域社会、さらには世界の持続可能な発展に向けて積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が求められ、意欲と能力のある若者たちが海外留学の機会を得られるよう支援が必要です。また、都留市で暮らす外国人や、東京オリンピック・パラリンピックを契機に訪れる外国人との交流を図り、生活、文化、伝統等について、互いに理解し尊重し合える機会をつくることも必要です。

3 超スマート社会(Society 5.0)の到来

- 21 世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。近年、顕著となってきているのは、知識・情報・技術をめぐる変化が加速し、情報化やグローバル化といった社会変化が、人間の予測を超えて進展するようになっていることです。
- O 技術革新により開発が進んだ AI が様々な判断を行ったり、身近なモノの働きがインターネット経由で最適化されたりする超スマート社会(**1Society5.0)の到来が、社会や生活を大きく変えていくと予測されています。この超スマート社会が到来することにより、「AI が人間の仕事を奪うのではないか」といった不安の声もあり、それに関わる未来予測も発表されています。
- O さらに超スマート社会においては、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することができる人材や、現場レベルの改善・革新を牽引し、高付加価値のサービスを生み出すことができる人材の育成が求められています。

- 仕事をはじめ、家事や余暇、生涯学習等、あらゆる活動においてコンピュータ等の情報機器を使い、情報を収集・選択・活用して適切に問題の解決を図る情報活用能力が、だれにも求められる時代が迫っています。このように、どのような職業に就くとしても、あらゆる活動においてコンピュータ等の活用が求められる社会を生きる子供たちにとって、コンピュータを理解し活用する力を身に付けることが求められます。
- O AI・IoT (モノのインターネット)・ビッグデータ等により、知識基盤社会がより一層進展する中、文系・理系を問わず専門分野の枠を超えた教科等横断的な調和のとれた学習を通して、幅広い知識と教養を身に付けることにより、問題を発見し解決する能力を育む必要があります。
- スマートフォン等の普及に伴い、子供たちは、インターネット上にあふれる違法情報・有害情報に日常的にさらされている状況にあります。また、長時間利用による生活の乱れや有害サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを介した被害が増加しているだけでなく、他者の個人情報を漏らしたり、傷付ける言葉をインターネットに公開してしまったりするなど、利用者自身が加害者となる危険もはらんでいます。いかに技術が進歩しようとも、顔が見えないコミュニケーションだからこそ、これまで以上に相手を思いやる意識を強く持ち、安全で正しい利用がなされるよう、情報モラルを高める教育の必要性が高まっています。
- ※1 Society5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を料率する、人間中心の社会(Society)

4 家庭環境や地域社会の変化

- 全ての教育の出発点は家庭教育と言われます。基本的な生活習慣や社会的マナー、倫理観、自制心や自立心等、人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われます。しかし、家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、子供たちの実体験の不足や規範意識の低下、基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの問題が見えてきています。
- O 核家族化や少子化の進行により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しており、子育てについての悩みや不安を抱えている保護者が増えています。また、都市化や過疎化の進行、ライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが希薄化し、子育て家庭の社会的孤立が懸念されています。
- 〇 山梨県は、地域社会のつながりが比較的強いと言われていますが、2018(平成30)年に実施した「やまなしの教育に関するアンケート調査」では、「地域での大人と子供の関わりが、以前より少なくなっている」とする回答が38.4%でした。「以前より多くなっている」とする回答が8.3%であることを考え合わせると、地域社会での大人と子供の関わりが希薄化しつつあると受け止められていることがうかがえます。

- 日々、繰り返される保護者と子供との会話やスキンシップは、子供にとって安心感や家庭への愛着を生み、家庭教育の基盤をつくる大切な営みです。しかし、家庭を取り巻く環境の変化から家庭状況が多様化し、子供との時間確保が難しい、または、身近に相談相手がいないといった理由から、家庭教育に不安を抱える保護者も増えています。立場の同じ保護者の集まりである PTA や子育て経験者等の地域の人材が連携・協働して、子育てに関する相談の機会を設けるなどの家庭の孤立を防ぐ支援が求められます。
- 子供たちは、地域行事やボランティア活動への参加をはじめ、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育むことができます。学校には、豊かな教育資源を持つ地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりが求められています。学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が子供を育て、子供が地域の創り手に育つ好循環を目指すことが、地域人材を育てる観点から重要です。
- 人と人とのつながりの回復に向けて、文化芸術やスポーツの果たす役割は大きいと言えます。 文化芸術は、人が人らしく生きるための糧となり、共に生きる社会の基盤を形成するものです。 一方、スポーツは心身の健康の保持増進ばかりでなく、人と人との交流を促進し、地域の一体 感や活力を醸成するなど、地域社会の再生を促すものです。また、学校側の視点からは、文化 芸術・スポーツに秀でた地域の方々に部活動指導員として加わっていただくことで、生徒が専 門的な指導を受けられるだけではなく、その間、教員は教材研究や生徒指導等に力を注ぐこと ができます。地域との連携の充実はもとより、各職種の専門性が発揮できる「チームとしての 学校」の推進にもつながることが期待されます

5 安全・安心に対する意識の高まり

- 東日本大震災は、地震、津波だけでなく、原子力発電所の事故も伴う未曾有の大災害となり、 生命、財産をはじめ、計り知れない被害をもたらしました。山梨県では、以前から学校施設の耐 震化など、南海トラフ地震等への備えを進めていますが、富士山噴火等による甚大な被害も懸念 されています。このことから、自助、共助、公助が効果的に機能し、県民総ぐるみで防災・減災 に取り組む災害に強い山梨県を実現するために、2018(平成30)年3月に山梨県防災基本条 例を制定しました。また、2014(平成26)年の記録的な雪害時に各地域で見られた地域住民 による雪かき等の助け合いは、人々をつなぎ支え合う共助の精神が山梨県に維持されていること を教えてくれました。
- 自然災害ばかりではなく、人々の安全が脅かされる事件・事故も全国的に多発しています。特に子供や女性、高齢者等、社会的に弱い立場にある人が被害者となる事件・事故が後を絶ちません。犯罪や事故の起きにくい社会づくり、子供たちの人権がしっかりと擁護された社会づくり、だれにとっても安心して過ごせる社会づくりが期待されています。
- 心身ともに成長過程にある子供たちの人間関係は些細な事でバランスを崩しやすく、この不安 定な人間関係を原因の一つとして、いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校が依然として発生し ています。子供たちが望ましい人間関係の中で安定した学校生活を送ることができるように、学 校・家庭・地域の連携はもとより、教員が一人一人の子供と向き合うことのできる時間と心のゆ とりが生まれるよう、教育環境の改善が求められています。

- 自然災害や事件・事故の危険から子供たちの安全・安心を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備や学校安全計画・危険等発生時対処要領を不断に見直すなど、継続的な取組が必要です。また、生涯にわたり自分の安全を確保するための基礎的な素養を身に付けることが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災・防犯教育等の推進を図る必要があります。
- 大規模地震や火災だけではなく、凶悪犯罪等、子供たちを取り巻く多様な危険を的確に捉え、家庭、地域、警察・消防等の関係機関とも連携・協働しながら、子供たちの発達段階や地域の実情に応じた安全・安心を守る取組を、全ての学校において推進する必要があります。また、その際には、カリキュラム・マネジメントによる系統的・体系的な安全教育を推進するとともに、教員が各キャリアステージで必要とされる学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修の実施が求められます。
- 教員が多様な子供たちの状況に的確に対応する環境を整える必要があることから、学校現場における業務の適正化等、多忙化を改善する必要があります。特に2017(平成29)年度に 山梨県において導入した放課後に会議等を設定しない「きずなの日」を活用することで、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、いじめの未然防止等につながる子供に寄り添ったきめ細かな指導を行うことが求められます。

6 多様な学びの必要性の高まり

- 子供の相対的貧困率の低下が見られるものの、子供の貧困は、引き続き課題であり、家庭の経済状況が、進学率や学力、体験の豊かさなどに影響を及ぼしていると指摘されています。個々の家庭の経済状況にかかわらず、子供たちに必要な力を育んでいくために有効な取組を展開していくこと、学び直しの充実等を通じ、育むべき力を確実に身に付けられるようにしていくことが学校教育に期待されています。
- 特別支援教育の対象となる子供は増加傾向にあります。全ての学校や学級に発達障害を含めた 特別な支援が必要な子供たちが在籍していることを前提に、一人一人の障害の状態や発達の状況 に応じた指導や支援により、その力を伸ばしていくことが求められています。
- 外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍であるなどの、外国につながりのある子供たちは増加傾向にあり、その母語や日本語の能力も多様化している状況にあります。こうした子供たちが、 一人一人の日本語の能力に応じた指導を受け、学習や生活の基礎を培うための支援を受ける必要性が増しています。
- 人生100 年時代においては、生涯の様々なステージで必要となる資質・能力を身に付け、発揮することが重要になります。何歳になっても学び直し、新しいことにチャレンジでき、家庭の事情にかかわらず、それぞれの夢に向かい努力できるよう一人一人の可能性とチャンスを最大化できるよう環境を整える必要があります。

- 子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、山梨県では 2016(平成28)年3月に「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育の支援、 生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援を県、市町村、関係支援団体と連携・協働し推 進しています。今後も、学校をプラットフォームとする総合的な支援が必要です。
- インクルーシブ教育システムの構築を目指し、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びや交流・体験を確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の状況に応じた指導や支援を充実させる必要があります。
- 外国籍の子供や帰国児童生徒の海外における学習・生活体験を尊重しながら、学校への円滑な適応を図るため、一人一人の子供の状況に応じた日本語指導と、その日本語指導を行う教員のための実践的な研修が必要です。また、子供の貧困等のほか、特別な配慮を必要とする全ての子供たちにも同様に、一人一人の状況に応じた指導や支援が必要です。
- これまでに学習した知識や技能が、次の学習や日常生活につながり、活用できた経験は、驚きや喜びだけではなく、次の学びへの活力にもなります。人生100 年時代を見据えた生涯学習では、身に付けた知識・技能等を家庭や地域、余暇や仕事の場面で活用し、その経験をさらに次の学びに生かす生涯学習の形が求められます。

7 未来への希望

- 山梨県は世界遺産の富士山をはじめ、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父など国内屈指の名峰に囲まれ、山々に降る雨雪は長い時を経て名水となり我々に豊かな恵みを与えてくれています。豊かな自然を生かした多様な自然エネルギーや世界に誇る観光資源、偉大な先人達が育てた特色ある地場産業や最先端の高度なものづくり産業等、世界に誇るべき環境の中、健康に生活できる期間を表す健康寿命は、全国トップクラスにあります。
- 2019(令和元)年度の全国学力・学習状況調査(小6・中3対象)における質問紙調査の結果によると、「自分にはよいところがあると思いますか」に対し、肯定的な回答をした本市の児童は80.4%(全国81.2%)、生徒は73.6%(全国74.1%)、「将来の夢や目標を持っていますか」に対し、肯定的な回答をした本市の児童は83.4%(全国83.8%)、生徒は70.8%(全国70.5%)、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に対し、肯定的な回答をした本市の児童は56.1%(全国54.5%)、生徒は44.0%(全国39.4%)となっています。
- 2020 (令和 2) 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、また中部横断自動車道の開通、リニア中央新幹線の開業により、国内外との交流が活発になることが予想されます。交流を通じた地域の活性化を進めるとともに、「多様な人々が共に生きる社会」の実現に不可欠な他者への思いやりや共感を、子供たちが培う契機としていかなくてはなりません。
- 変化の激しい時代だからこそ、子供たちは、受け身ではなく変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて社会や人生をより豊かなものにしたり、現在では想像できない未来の姿を描き、実現したりすることができます。2020(令和2)年度より小学校から順次、新学習指導要領が全面実施となります。各学校は、社会と目標を共有し、主体的・対話的で深い学びにより未来の創り手として必要な資質・能力を育むための「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。さらに、一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と連携・協働し、自己実現と社会貢献を図ることが期待されています。

- 急速に技術革新が進展する中、AI にはない人間ならではの感性や創造性が果たす役割の重要性が増しています。私たちは、やまなしの豊かな自然、文化、歴史、産業はもちろんのこと、身近な人々からも感性や創造性への影響を受けています。やまなしの恵まれた環境、特に学校を核とするコミュニティは、子供の感性や創造性をさらに磨き育む身近で豊かな環境となることが期待されます。
- かけがえのない一人一人が、個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓くことのできる「自立」に向けた生涯学習が必要です。併せて、一人一人の個性や能力を認め合い、それぞれの長所を生かして、共に支え合い、高め合い、よりよい社会づくりに向けて「協働」し、新たな価値を「創造」する教育の推進が求められます。

第3章 本市教育の現状と課題

1 学校教育の充実

(1) 「教育首都つる」の推進

本市は、この規模の都市では、全国唯一と言える公立大学法人都留文科大学を設置し、保育園・幼稚園から大学院まで、すべての教育的機関が整うとともに、体育施設、文化施設などの教育インフラが充実しています。

(課題)

「学園のまち」としてのさらなる発展のため、市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・県立産業技術短期大学校都留キャンパス・健康科学大学看護学部・都留文科大学の連携を強化するなど、多様な面から教育環境の充実を図ることが必要です。

(2) キャリア教育・職業教育の推進

子どもたち一人ひとりが生きる力を身に付けさせ、社会的自立の基礎を培いながら、社会人・ 職業人として自立を促すことができるよう、発達段階に応じた継続的かつ組織的・系統的な「キャリア教育」に取り組み、将来に対して夢や希望を抱き、学ぶことや働くことの意義を理解し、 意欲を高め、社会で自立して生きていく力を育むことを推進しました。

(課題)

新学習指導要領では、キャリア教育を効果的に展開していくため、教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図ることに加え、小・中・高等学校において、学級活動・ホームルーム活動にも一人一人のキャリア形成と自己実現に関する内容が位置付けられていることから、異校種間のつながりに留意し、主体的な意思決定を大切にした集団宿泊活動、職場体験活動等を、より一層充実させた取組の推進が必要です。

(3) 確かな学力の育成

知識基盤社会が進行する中で、新学習指導要領の趣旨や内容に基づいた適切な教育課程を編成し、「生きる力」を知の側面から支える要素として、「確かな学力」を確立していかなければなりません。

【課 題】

個々の課題を明確にし、ICTの活用を進めるとともに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要な資質・能力の育成に努めることが必要です。

※ 知識基盤社会:知識や情報が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域で活動の基盤として重要性を増す社会

(4) 豊かな心と自己実現を育む力の育成

少子化や核家族化により、人々のつながりや共同体意識の希薄化が表面化するとともに価値

観が多様化する中で、豊かな心や社会性を身に付けること、自己実現の喜びを体験すること、 自己肯定感を得ることが難しくなっています。

【課 題】

豊かな心の育成を目指し、校種を越えた連携と学校教育活動全体を通じた取り組みを推進し、いじめを許さない集団づくりと不登校児童生徒が生じない環境づくりを推進する。

(5) 健やかな体の育成

生涯を通して、健康で豊かな生活を送ることができるように、積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力の育成、体力の向上、健康の保持増進のための実践力の育成を図ることが必要です。

(課題)

学校教育活動を通じて、自ら運動を実践する態度を育成することで体力向上を図り、食育と心身の健康の保持増進、安全に関する指導などを相互に関連させた望ましい生活習慣の形成を推進する。

(6) 特別支援教育の充実

支援を必要とする児童生徒が増加し、同時に個々が持つ障害の重度化と複合・重複化の事例 も多くなる中で、それぞれに対応した適切な教育的支援を推進する。

【課 題】

特別支援教育に関する専門性の向上に努め、通常学級、通級学級、適応指導教室など多様な 学びの場における教育の充実を図るとともに、多様性を認め合える集団づくりのための交流や 共同学習と同時に障害(者)理解教育を推進する中で障害のある児童・生徒の支援体制を推進し、 充実を図ることが必要です。

(7) 時代の要請に応える教育の推進

時代や社会の変化に対応して、ICT環境の整備、教員のICT活用指導力の向上、情報モラル等を含めた情報教育、環境教育、人権教育、男女平等教育、福祉教育、理数教育、国際理解教育、外国人児童生徒教育、防災教育の推進に努めてきました。

(課題)

今後も一層の推進を図る必要があり、常に経済社会の動向を見きわめながら、時代や社会の 変化に対応した教育が必要となります。

(8) 学校教育の環境整備

学校教育を支える環境づくりとして、学校施設の充実、教職員に対する信頼の向上、地域との相互連携、校務支援システムの更なる活用等が必要です。

(課題)

学校施設等長寿命化計画の方針に基づく個別施設計画により、計画的な施設管理運用を行う 必要があります。

2 家庭・地域・学校の連携

(1) 家庭教育への支援

少子化、核家族化等の進行により、親の孤立化、人間関係の希薄化が進み、親の子育て不安 やしつけへの自信喪失等、家庭の教育力の低下が指摘されています。

(課題)

福祉保健部と連携し、子育て支援への多様な取組みが必要です。

(2) 幼児教育の推進

発達や遊びの連続性を踏まえたカリキュラムの検討、幼稚園児、保育園児や小学生にとって、成長や学びの機会となる交流活動の実施等、幼稚園児と小学校教育との円滑な接続の実現に向けた、幼稚園・保育園・小学校の連携による幼児教育の充実が必要です。

【課 題】

福祉保健部と連携しながら取組むことが必要です。

(3) 地域で取り組む教育活動の推進

都市化傾向により、地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透等により、地域における子どもたちの体験会の減少や、大人が地域の子どもと積極的に関わろうとしない、いわゆる「地域教育力の低下」が指摘されはじめています。

(課題)

福祉保健部と連携しながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取組むことが必要です。

3 いきがいを高める生涯学習の推進

(1) 生涯学習推進体制の充実

生涯にわたって学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現の ため、図書館、公民館等の関係機関の連携や都留文科大学・健康科学大学・県立産業技術短期大 学校の3校の高等教育機関との連携による学習機会の提供や自主的な活動の場の提供に努めて きました。

(課題)

生涯活躍のまち・つる(大学連携型 CCRC)事業とも連携し、全ての市民の自主的な学習活動を支えるため、学習ニーズに合った最新情報を誰もが様々な手段で得られるよう、普及啓発活動の充実が求められています。また、専門的な指導力や優れた資質等を備えた指導者の養成と確保に努めるとともに、「学習したい人」と「教えられる人」とをマッチングさせる方法を検討するなど、今後も推進体制の充実・強化を図る必要があります。

(2) 多様な牛涯学習機会の提供

幅広い学習者の要請に応えるとともに、地域活性化等の課題に取り組むため、図書館、公民館

等の関係機関の連携や都留文科大学等の学術機関との連携を図り、多様な学習プログラムを提供してきました。また、市の職員を講師とする「ふれあい講座」を開設し、市の施策の周知や、現代的課題への対応等、学習内容の充実に努めてきました。

(課題)

社会経済情勢や個人のライフスタイルの変化、アクティブシニアの移住などに伴い、市民の生涯学習へのニーズが多様化、高度化しています。今後も、多様なニーズに応じた学習機会の提供と内容の充実を図る必要があります。

(3) 学習成果の活用支援

文化祭や公民館まつりなど学習成果の発表の場や適切に評価される機会を設け、学習意欲を高める取組を推進してきました。

【課 題】

市民が取り組む様々な生涯学習活動の周知と、誰もが新たな学習活動に参加しやすい仕組みづくりを進めるとともに、生涯学習に取り組む方々が、学んだ成果を活かし、講師やボランティアとして地域で活躍できるよう支援するなど、生涯学習の成果が活用され、地域社会の活性化につなげていくための体制づくりが必要です。

(4) 生涯学習環境の充実

市民が自主的に生涯学習に取り組むために、県内図書館の相互利用や都留文科大学附属図書館との相互協力等による市立図書館機能の拡充など、生涯学習環境の整備を図ってきました。

【課 題】

市民が身近な場所で生涯学習活動に取り組むことができるよう、市立図書館やミュージアム都留の更なる機能拡充と共に、各地域におけるコミュニティの拠点の整備と機能の充実により、生涯学習環境の充実を図る必要があります。また、新たに本市に移住してきた方々が、学習を通して地域に溶け込むことができる環境や仕組みを整備する必要があります。

4 青少年の健全育成の推進

(1) 青少年健全育成体制の充実

インターネットの普及による多種多様な情報の氾濫、SNS などの利用者の低年齢化など、最近の青少年を取り巻く環境は大きく変化し、いじめや不登校、青少年を巻き込んだ犯罪の多発など、青少年に係わる問題は深刻化しています。その背景には、核家族化や地域の人間関係の希薄化などによる、家庭や地域の教育力の低下の問題もあると考えられています。

また、青少年の健やかな育成のためには、家庭、地域及び学校その他の関係機関がそれぞれの 教育力の充実を図るとともに、それらの教育力を結集していけるような環境づくりを行うことが 重要です。このため、青少年総合対策本部と青少年健全育成活動を行う各種団体が連携し、青少 年を取り巻く環境浄化や、家庭や地域に対する啓発活動などに取り組んできました。また、学校、 地域、家庭、行政が、それぞれの組織的資源の相違や特色を生かしつつ、知識、経験を交換し協 力し合う場を設け、青少年がのびのびと育つ環境の整備に努めてきました。

(課題)

青少年が健やかに成長するためには、青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、家庭、地域及び学校その他の関係機関が一体となって、社会環境の健全化と青少年の非行防止活動の取組を推進する必要があります。

(2) 放課後・休日における子どもの活動の場の提供

地域や家庭の教育力の低下が指摘される中、放課後や休日の子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動、文化活動等を行う「放課後子ども教室」事業を推進してきました。また、子どもたちが主体性や創造性を持ちながら、健やかにたくましく成長していくことを目的に「のびのび興譲館」を設置し、ジュニアリーダーの育成に努めてきました。

【課 題】

地域の教育力向上のため、地区の育成会や青少年健全育成活動を行う各種団体等への支援が必要です。また、地域協働のまちづくり推進会や大学生などの参画を得る中で、放課後や休日における子どもたちの安全・安心な活動の場の提供を充実する必要があります。

5 スポーツの振興

(1) 牛涯スポーツの振興

情報化社会の高度化などとともに、人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少し、体力や運動能力が低下するなどの心身両面にわたる健康上の問題が顕在化する中、スポーツは、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。

市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しむことができる場や機会を提供するため、「総合型地域スポーツクラブ」や「健康ジム」の設置や、学校施設の開放などスポーツ施設の有効活用を推進してきました。また、軽スポーツ教室や水泳、ウォーキング大会等を実施するなど、市民のスポーツへの参加機会の充実に努めてきました。

(課題)

市民が健康で豊かに生きるために、一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる環境づくりが求められており、スポーツ情報の提供や、気軽に楽しむことができる軽スポーツ、レクリエーション活動など、年間を通して生涯スポーツの推進が必要となっています。

(2) 競技スポーツを支える体制の充実

本市の競技スポーツは、学校の部活動及び都留市体育協会に加盟する各種スポーツ団体が中心となって活動していますが、少子化の影響により競技人口及びチーム数の減少や指導者不足が顕著となる中、子どもにおいても学校や地域を単位としないクラブチームによる活動が増えてきて

います。

【課 題】

少子化が進む中、競技スポーツ人口及びチーム数の減少や指導者不足が懸念されることから、 関係機関が連携し質の高い指導者の育成や活動場所の確保など競技スポーツを支える体制を充 実することが求められています。

(3) スポーツ施設の整備充実

総合運動公園、市民総合体育館その他の体育施設を整備し、市民の競技スポーツに親しむ環境の整備を推進してきました。

(課題)

競技スポーツの活動の場の提供はもとより市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができるように、体育館やグラウンド、健康ジムなどのスポーツ施設の充実と利用しやすい環境の整備が求められています。

6 文化の振興

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

市民の価値が多様化する中で、多くの市民が文化芸術を創造し心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、都の杜うぐいすホールやまちづくり交流センター、ミュージアム都留などを整備し文化施設の充実を図るとともに、文化祭の開催など文化協会その他の関係団体と連携し、文化芸術に親しむ機会の充実に努めてきました。

【課 題】

各文化施設を活用した文化芸術活動を推進するとともに、文化協会その他の関係団体の活動を支援し、市民が文化芸術に親しむ機会を一層充実させていくことが求められています。

(2) 文化芸術活動への支援

ニーズの多様化に対応した講座や教室等の開催、文化活動の場の提供、学校教育との連携など、文化活動団体の活動を支援し、文化芸術活動の普及に努めてきました。

【課 題】

今後も引き続き、文化芸術活動の普及に努めるとともに、地域文化の向上を図るため、各文化施設等で活動するボランティアの育成の推進、若者の文化芸術活動への参加の促進など、文化芸術活動参加者の拡大を図る必要があります。また、これまでに開催した各種大会や「暮らしに役立つみんなの広場」、公民館教室・学級の成果を生かし、地域の文化芸術活動への参加機運をさらに高めていく必要があります。

(3) 文化財の保存と継承

文化財の保存修理への支援を行い、ミュージアム都留、尾県郷土資料館、商家資料館などで

の公開や積極的な活用に取り組んできており、今後も、文化財の保存と活用に努め、多くの市 民に歴史と文化に触れる機会を提供するとともに、文化財を次世代に引き継いでいく取組を強 化する必要があります。

【課 題】

文化財の保存と活用に努めながら観光部門などとの連携を進め、多くの市民や観光客に歴史と文化に触れる機会を提供するとともに、文化財を次世代に引き継いでいく取組を強化する必要があります。併せて、市民の貴重な財産である文化財については、文化財毎に保存管理計画の作成を進め、それに基づいた保存管理を行い、継承していく必要があります。

基本理念

輝かせます! 学びあふれる つるのまち

基本目標

1 知の資源と連携したまちづくり

(大学等と連携した教育施策の推進)

2 生きる力を育む学校教育のまちづくり

(学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携)

3 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

(生涯学習の推進、スポーツの振興、文化・芸術の振興)

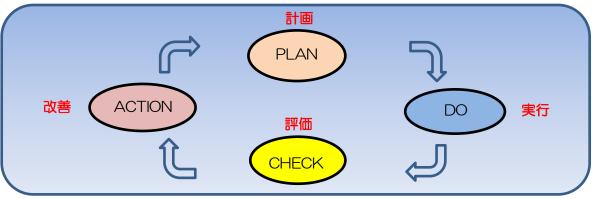
基本方針

理念と目標を達成するための10の基本方針

施 策

基本方針に沿った53の施策

指標を掲げた施策の実施と評価



第5章 10の基本方針

「基本理念」の実現と3つの「基本目標」を達成するための10の「基本方針」

知の資源と連携したまちづくり

基本方針1 大学等と連携した教育施策を展開します

(1)「教育首都つる」推進に向けての拠点の整備

【知】

(2)質の高い教育の推進

基本方針2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

(1)キャリア教育・職業教育の充実

【社会を生き抜く力】

- (2)外国語教育の充実
- (3) 多様なニーズに対応した教育機会の提供
- (4) 伝統・文化に関する教育や文化活動の充実
- (5)環境教育の充実
- (6)命を守る安全・防災教育の充実
- (7)情報教育の充実

生きる力を育む学校教育のまちづくり

基本方針3 確かな学力と自立する力を育成します

(1)基礎的・基本的な知識・技能の習得の推進

【知】

- (2)思考力・判断力・表現力等の育成
- (3)主体的に学ぶ態度の育成
- (4)言語活動の充実
- (5) 理数教育の充実
- (6)英語をはじめとした外国語科の充実

基本方針4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

(1) 道徳教育の推進

【 徳 】

(2) しなやかな心の育成プロジェクトの充実

- (3) 豊かな体験活動の推進
- (4) 読書活動の充実
- (5) いじめ・不登校対策の充実
- (6) 生徒指導の充実
- (7) 教育相談の充実
- (8) 人権教育の充実
- (9) 福祉教育の充実
- (10)博学連携の推進

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます

(1)特別支援学級の充実

【特別支援教育の充実】

- (2) 就学指導の充実
- (3)自立と社会参加の促進

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに 取り組みます

(1)安全・安心なまち「セーフコミュニティ」の推進 【教育環境づくり】

- (2)教職員等の指導体制の充実
- (3)学校施設の充実
- (4)就学の支援
- (5)ICT 活用のための基盤整備

基本方針了 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます

(1) 幼児教育と小学校教育との円滑な移行

【家庭・地域・学校の連携】

- (2)家庭教育支援の充実
- (3)学校を核とした人づくり・地域づくりの推進
- (4) 青少年体験活動の充実
- (5)子どもの読書活動支援
- (6)環境浄化の啓発

地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます

(1) 多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実

【生涯学習環境づくり】

- (2)生涯学習環境の充実
- (3)学習成果の活用支援
- (4)生涯学習に関する情報提供の充実

基本方針9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します

(1)健康教育の充実

【 体 】

- (2)スポーツ機会の充実
- (3) オリンピック・パラリンピック教育の推進
- (4)「市民みんなのスポーツ」の推進
- (5)指導者等の育成・確保・活用
- (6)スポーツ施設の効率的利用と整備の充実

基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます

(1)文化芸術に親しむ機会の充実

【文化芸術の振興】

- (2)文化芸術活動への支援
- (3)文化財の保存と継承
- (4)博学連携の推進(再掲 基本方針4に掲載)

第6章 施策の具体的方向

知の資源と連携したまちづくり

基本方針1 大学等と連携した教育施策を展開します

知

1 施策の方向

- 「教育首都つる」のシンボルである都留文科大学の知的資源を最大限に活用し、様々な学習 場面に応じた質の高い教育プログラムの提供体制の整備と教育連携施策を展開します。
- 都留文科大学の教員志望の学生を「学生アシスタントティーチャー(SAT)」として市内小中学校へ配置し、放課後及び授業中の学習支援や困難を抱える児童生徒の個別的支援等により、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を充実させます。
- 市内にある都留文科大学、健康科学大学看護学部、山梨県立産業技術短期大学校と市による「大学コンソーシアムつる」等を活用し、小中学校との学校間連携により、質の高い教育環境づくりの充実に努めます。

2 施策の内容

施策項目	施策の概要		
(1)	魅力ある教育環境の整備		
「教育首都つる」推進	◎「教育首都つる」を推進するため、市内の保育園・幼稚園・小学校・		
に向けての拠点の整	中学校・高等学校・県立産業技術短期大学校都留キャンパス・健康科		
備	学大学看護学部・都留文科大学等の連携を強化するなど、多様な面か		
	ら教育環境の充実を図ります。		
	大学・地域間の協働の推進		
	◎まちづくり交流センターと都留文科大学地域交流研究センターと		
	連携することにより、市民と大学の交流を積極的に進め、地域の活性		
	化に努めます。		

(2)	学生アシスタントティーチャー(SAT)事業の推進	
質の高い教育の推進	◎教育現場と都留文科大学とが連携し、きめ細かな指導と実践の場を提	
	供する SAT (学生アシスタントティーチャー) 事業を推進、充実しま	
	す。	
	市内にある3つの高等教育機関との連携	
	◎出前講座等による高等教育機関と小中学校との学校間連携を通じ、児	
	童生徒については、進路学習や自己の将来を考える機会を提供し、教	
	員に対し指導力向上に取り組みます。	

3 目標となる指標

指標	指標の概要	R1 年度の	R6 年度の
1日 1宗	日 惊 の 城 安 	現況値	目標値
学生アシスタント	学生アシスタントティーチャーの	170人	400人
ティーチャーの状況	配置人数	(H30 実績値)	
	学校からの要望に対して、SAT-A の学生の派遣率	小中 37.7%	小中 50.0%
SATへの派遣状況	学校からの要望に対して、SAT-B の学生の派遣率	小中 80.0%	小中 100%
	学校からの要望に対して、SAT-C の学生の派遣率	小中 85.0%	小中 100%

※ SAT-A:放課後の学習支援、 SAT-B:授業中における学習支援

SAT-C: 個別的な支援が必要な児童等の在籍する学級での補助的な活動

基本方針2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

社会を生き抜く力

1 施策の方向

- 「教育首都つる」のシンボルである都留文科大学の知的資源を最大限に活用し、語学力・コミュニケーション能力、主体性等を身に付けて様々な分野で活躍する人材を育成します。
- 子どもたち一人ひとりに生きる力を身に付けさせ、社会的自立の基礎を培うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実を図り、社会人・職業人としての自立を促します。
- グローバルな視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、 持続可能な社会づくりに参画する態度を育成します。
- 防災に関する教育の充実を図り、学校における安全の確保に努めるとともに、**セーフコミュニティの取り組みも踏まえ、児童生徒がその生涯にわたり、自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成します。
 - ※セーフコミュニティとは、安全・安心なまちづくりに取り組む地域で、WHO(世界保健機関)が推奨し、「国際セーフコミュニティ認証センター」が認証する世界的な取り組み。
- 社会の情報化が急速に進展する中にあって、ICTを効果的に活用することの重要性から、情報活用能力の向上を図ります。
- 情報化の進展に伴う様々な課題に対応し、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進します。

2 施策の内容

NONTH OF THE PROPERTY OF THE P			
基本方針2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します			
施策項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
(1) キャリア教育・職業教育の充実	体系的・系統的なキャリア教育の推進 ②家庭や地域住民、企業や関係諸機関との連携の下、小学校から発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。 関係機関との連携 ③小学校での職場見学、中学校での職場体験について、発達段階に応じた取り組みを推進します。 キャリア教育に関する指導力の向上 ③県総合教育センター研修に教員を積極的に参加させ、併せて校内研修による指導力向上に取り組みます。		

(2)異校種間の連携 外国語教育の充実 ◎小、中、高等学校、大学間において外国語教育の連携を図りながら、 英語によるコミュニケーション能力を育成します。 到達目標を明確にした授業づくり ◎外国語活動及び外国語科の学習において、各学年、各単元での到達目 標を明確にした上での授業づくりに取り組みます。 ALT(外国語指導助手)による英語指導 ◎ALT を配置し、英語指導教員の指導力向上を図るとともに、児童生徒 の英語によるコミュニケーション能力を育成します。 (3)グローバル人材の育成 多様なニーズに対応 ◎豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理 した教育機会の提供 解の精神を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材を育成し ます。 都留文科大学留学生との交流の促進 ◎都留文科大学の交換留学生と児童・生徒の交流を深め、子ども達が異 なった言語や文化に興味や関心を持てるよう異文化に触れる機会を 推進します。 (4)郷土学習の充実 伝統・文化に関する教 ◎郷土学習を推進していく中で、児童生徒に、ふるさと都留市への関 育や文化活動の充実 心と理解を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持てるような心情を育 みます。 教材を活用した伝統・文化に関する教育の推進 ◎小中学校において、伝統・文化に関する教育を推進します。 「おもてなし」の心を育む教育の推進 ◎地域の伝統や文化を学ぶ体験活動を通じて、郷土への誇りや愛着を 醸成し、「おもてなし」の心を育みます。 芸術文化についての理解促進 ◎芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通して芸術文化に ついての理解を深め、創造的な表現力と発信力を育みます。 伝統・文化に関する参加・発表機会の確保 ◎地域や学校において、世界文化遺産、伝統・文化並びに新たな文化 の創造に関する活動を推進するとともに、参加・発表する機会を確

保します。

◎都留市文化祭への参加を図り、文化活動の一層の活性化を進めま 地域の優れた指導者等との連携 ◎各教科の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の 指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して、指導する取 組を進めます。 学校と各種文化施設との連携 ◎市内文化施設の教育普及活動と連携し、児童生徒の芸術に関する感性 や郷土の歴史や文化への理解を育みます。 (5)環境問題等に主体的に関わる能力や態度の育成 環境教育の充実 ◎各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の中で、それぞれ の特性に応じ、また、相互に関連させながら、持続可能社会の構築 を目指して、環境問題や環境保全に主体的に関わることができる能 力や態度を育みます。また、学校だけでなく、家庭、地域等と協働 した取り組みを行い、環境教育の充実を図ります。 ◎市環境教育研究委員会において作成した、環境教育副読本「都留の 自然とわたしたちのくらし」を使用した環境教育授業を実践しま す。また、環境教育実践集収録を作成する中で、一校一実践を目指 します。 (6)安全・防災教育の充実 命を守る安全・防災教 ◎学校における体系的な防災教育に関する指導内容を整理し、防災に 育の充実 関する教育の充実を図ります。 ◎セーフコミュニティの取り組みを通して危険に際して自らの命を守 り抜くための「主体的に行動する態度」を育成し、共助・公助の視 点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教 育内容を充実します。 ◎「大地震が発生した時の基本対応」を作成し、児童生徒、学校、保 護者の共通認識のもとで、大地震が発生した際の児童生徒の安全確 保に努めます。

(7) 情報教育の充実 情報活用能力の育成 ②情報社会を主体的に生き抜くために必要な情報活用能力を育成します。(再掲) ②市情報教育研究委員会における、ICT 環境整備計画、授業における ICT 活用方法の研究を行うとともに、タブレット、電子黒板等の情報機器の整備や校内 LAN の段階的整備に努めます。 ②Society5.0 時代を見据えて、児童・生徒向けの 1 人 1 台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、児童生徒にふさわしい ICT 教育の構築を推進します。

3 目標となる指標

指標	指標の概要	R1 年度の	R6 年度の
1日 1宗		現況値	目標値
夢や目標を持っている状況	全国学力・学習状況調査質問紙に おける「将来の夢や目標を持って いますか」の設問に「当てはまる」 「どちらかといえば当てはまる」 と回答した児童の割合	小 83.4% 中 70.8%	小 90.0% 中 90.0%
児童生徒 1 人 1 台情 報端末	児童生徒に対し、タブレット等の 情報端末整備の割合	小 30.0% 中 30.0%	小 100% 中 100%
普通教室における校	小中学校における校内 LAN の整	小 50.0%	小 100%
内 LAN の整備	備の割合	中 50.0%	中 100%

生きる力を育む学校教育のまちづくり

基本方針3 確かな学力と自立する力を育成します

知

1 施策の方向

- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために 必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性 を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実を図ります。
- 学び合う集団の中で、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成します。
- 社会の変化や新たな価値を創造する人材を育成するために、生きる力を身に付け、各分野に 興味・関心を有する子どもの裾野の拡大を図ります。
- 論理や思考、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力を高めるために、各教科 等を通じた言語活動の充実を図ります。
- 知識基盤社会においては、科学技術は競争力と生産性向上の源泉となっています。このため、 次代を担う科学技術系人材の育成が重要な課題となっており、科学技術の土台である理数教育 の充実を図ります。

2 施策の内容

100/00/1910		
基本方針3 確かな学力と自立する力を育成します		
施策項目	施策の概要	
(1) 基礎的・基本的な知 識・技能の習得の推 進	基礎的・基本的な知識や技能の定着 ②全ての教員が相互に授業を参観し研修する体制づくり等を通じて、分かりやすく楽しい授業を行うための工夫・改善に努めるとともに、補習的な学習を支援するなどして基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。 教員の指導力向上 ③学習の成果を全国学力・学習状況調査等により客観的に評価し、山梨県学びのサイクル改善事業を効果的に活用し、学校の教育力の向上を図ります。 ③教員の指導力・評価力の向上により授業の改善と児童生徒の学力を向上させます。	

(2)

思考力・判断力・表現力等の育成

児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成

◎山梨県学びのサイクル改善事業によるデータはじめ、全国学力・学習 状況調査、CRT テスト等の結果から課題を明確にする中で、県が提 供する「授業改善プラン」や「学力向上プログラム」等の資料を活用 し、児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成を図ります。

達成感のある授業を行うための指導方法の研究

- ◎体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に導入し、知識や技能を活用した課題解決の過程を通して、深い理解を伴う知識や技能の習得、及び思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。
- ◎家庭生活や社会の課題を通して、思考力・判断力・表現力を育む指導 方法の研究を進めます。

(3)

主体的に学ぶ態度の育成

学習意欲の向上

◎学んだ知識・技能を活用して問題を解決する場面を設定することで、学習内容の有用性に気付かせ、さらに学ぼうという意欲を高めます。

学習評価方法の改善

◎児童生徒が学習意欲を高め、学習習慣の確立につながっていく学習 評価方法の改善を図ります。

課題解決型学習の充実

◎探究的な学習の過程において、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を積極的に導入し、主体的に課題に関わり、課題を解決するために必要な情報を検索、収集、活用する力を育みます。

(4) 国語力の向上 言語活動の充実 ◎主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、学習の 過程に各教科等の特性に応じた言語活動を取り入れ、社会生活の中で 必要な言語能力の向上を図ります。 ◎言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、言葉によ る見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適 切に表現する資質・能力を育成することを目指します。 新聞の活用 ◎新聞を活用し、児童生徒が生きていく社会を教材に取り入れ、課題 を見つけ、考え、解決する力を培う取り組みの工夫を推進します。 市立図書館、都留文科大学図書館の活用 ◎自分らしくよりよく生きる上での基礎となる教養や感性を身に付け るために、市立図書館、都留文科大学図書館の活用を進めます。 (5)論理的な思考力や理数的な表現力の育成 理数教育の充実 ◎日常生活や社会と授業とを関連付け、身近にある科学に気付かせる ことにより、学ぶ意欲や関心を高めるとともに、基礎的・基本的な 知識・技能の確実な定着と、課題解決的な学習を通じて、論理的な 思考力や科学的に探究する力を育成します。 分かりやすい授業の工夫 ◎指導方法についての専門的な研修等による教員の資質・能力の向上 や地域の人材を活用した理科授業の支援を通じ、より分かりやすい 授業を工夫します。 設備の整備 ◎理科及び数学教育の充実を図るため、必要な設備を整備します。 英語をはじめとした外国語教育の充実 (6)英語をはじめとした ◎外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成に向け 外国語科の充実 て、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の学習到達 目標に応じた授業を工夫します。 ◎実用英語技能検定等の外部検定への受検を推奨し、子どもの学習意 欲の喚起を図り、英語力の向上に努めます。 ◎実用英語技能検定の受検に要する費用を助成することで、子どもの 英語力向上を図ります。

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
国語への興味・関心の 状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「国語の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 57.9% 中 89.6%	小 65.0% 中 90.0%
算数・数学への興味・ 関心の状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「算数・数学の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 71.0% 中 58.4%	小 80.0% 中 70.0%
実用英語技能検定合 格者の状況	英語検定 5 級以上の合格者数	58 人 (H30 実績値)	95人
実用英語技能検定の 取得児童数	英語検定 5 級以上の資格取得児童 数の割合	小 1.4% (H30 実績値)	小 5.0%

基本方針4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

徳

1 施策の方向

- 健全な自尊感情をもって自立し、主体的、自律的に生きるとともに、他者とかかわることの できる力を育成するため、その基盤となる道徳性を培います。
- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規律意識などを育てるため、 様々な体験活動を推進するとともに、豊かな情操を育む読書活動の充実を図ります。
- 教育上の重要課題である、いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動の改善に向けて、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取り組みを一層推進します。
- 学校教育は、集団での活動や生活が基本となり、学校内での人間関係の在り方は児童生徒の 健全な成長に深く影響を及ぼします。このため、学級集団づくり、家庭や地域との連携などに 努めるとともに、生徒指導及び教育相談の充実を図ります。
- これから親になる若者(中学生)に子育ての喜びを感じさせ、子どもを生み育てることの意義を考えさせるために、乳幼児との触れ合いなどの活動の充実を図ります。
- 〇 学校教育で、児童生徒が芸術に対する感性を磨き、郷土の歴史・文化に対する理解を育むために、ミュージアム都留等、市内文化施設等における教育普及活動を推進します。

基本	本方針4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します
施策項目	施策の概要
(1) 道徳教育の推進	学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 ②各教科等と道徳教育との関連を明確にした計画の整備や改善を図り、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。 地域ぐるみで行う道徳教育の充実 ③家庭・地域の理解や協力を得た道徳教育を行うために、道徳の授業公開や地域人材を活用した道徳の授業、地域ぐるみで行う道徳的実践活動を推進します。 また、PTA活動、地域協働のまちづくり推進会の各種行事、乳幼児検診等の機会を捉え、保護者に対しての道徳教育への理解と学習機会の場の充実を図ります。

	教員の指導力向上 ⑩小・中学校では、道徳の授業づくりに関する研修会や研修会などを通 じて授業改善を進め、自己の生き方についての考えが深められる授業 の実現を図ります。
(2) しなやかな心の育成 プロジェクトの充実	しなやかな心の育成プロジェクトの推進 ◎小中学校の道徳教育、あいさつ運動などをとおして、自分と他者と の関わりを見つめる、しなやかな心の育成アクションプランを推進 します。 家庭・地域での取り組み ◎コミュニケーションの基点を読書活動ととらえ、「家読」活動を推進 します。 ◎家族そろっての遊びや運動をとおして体力向上を図ります。
(3) 豊かな体験活動の推 進	体験を重視した教育の推進 ②各教科等において体験活動の重要性を認識し、ネイチャーセンター等の青少年教育施設を活用した自然体験や社会体験、ボランティア活動、地域の人々との交流活動等、体験を重視した発達段階に応じた系統的な教育を推進します。 地域の優れた指導者等との連携 ③各教科の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取り組みを進めます。

(4)

読書活動の充実

読書活動を取り入れた授業等の実施

◎読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、学年を越えた読書交流、また、目的に応じて本を読んだり、本や新聞などから情報を得て活用したりするなど、読書活動を取り入れた授業等を行い、読書量の増加を図ります。

読書活動をより活発にするための取り組み

- ◎朝読書等の一斉読書の継続的な取り組みや読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書の紹介等により、読書活動をより活発にします。
- ◎学校における図書委員をはじめ、生徒による読書リーダーを養成し、校内読書活動の充実を図ります。

学校図書館の計画的な整備

◎学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、国、県及び市の子ども読書活動推進計画に沿って整備充実を図ります。また、言語活動の充実に資する読書活動の開発や、望ましい「読書指導」の在り方及び本の質的・量的な充実を図ります。

学校図書館相互や市立図書館、都留文科大学図書館との連携・交流

◎学校図書館相互や市立図書館、都留文科大学図書館との連携、交流を行います。

市立図書館の活用

◎読書の楽しさを知り、読む力を高めるために市立図書館の活用を進めます。

(5)

いじめ・不登校対策の 充実

「いじめ防止基本方針」に基づく取り組み

- ◎「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知する等、未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。
- ◎携帯電話、スマートフォンなどの情報端末やインターネットによる 新しい形のいじめに対しても未然防止に向け、指導を徹底するとと もに、インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりなど「情報モラルを身に付ける」取り組みを行います。

いじめ・不登校に対する学校全体での取り組み

- ◎いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識の下に、いじめ問題の未然防止のための取り組みを推進します。また、いじめアンケート調査等を実施し、積極的ないじめ認知を行い、いじめを認知した際には、早期対応・早期解決に向け、学校全体で取り組みます。
- ◎不登校の未然防止のために、きめ細かい実態調査を行い、情報を共 有する中、学校全体で取り組みます。

スクールカウンセラー等の活用

- ◎スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業等と教育研修センターが連携して教育相談の充実を図ります。
- ◎本市独自のスーパーバイザーの派遣により、児童生徒、保護者への 支援の充実を図ります。

適応指導教室の運営

◎不登校児童生徒に対し再登校への意欲をもたせることを目的とし、学校、教育研修センターと連携し、不登校問題に取り組みます。

小・中学校の連携

◎中1ギャップによる不登校問題やいじめ問題に対応するため、中学校 区単位で情報交換等を行うなど小・中学校の連携を強化します。

(6) 生徒指導の充実

魅力ある学校・学級づくりの推進

- ◎問題行動の未然防止という視点から、道徳科や学級活動の時間に人権尊重・正義感や命の大切さなどを取り上げた教育の充実、体験活動やボランティア活動、地域と連携した取り組みなど規範意識の育成等に重点を置き、問題行動の起こらない魅力ある学校・学級づくりを推進します。
- ◎教職員間の指導体制や指導指針の共通理解・共通実践を進め、チームによる適切で組織的な支援や早期対応を行います。

学校における指導・相談体制の組織的な整備

◎学校における指導・相談体制を組織的に整備し、全教職員の共通理 解を図り、適切な生徒理解に努めます。

	教職員の指導力向上 ②教職員を対象にした生徒指導に関わる内容についての研修会・講演会等に参加し、教職員の見識を高めるとともに指導力の向上を図ります。 警察との連携 ③大月警察署管内学校・警察連絡協議会を開催し、問題行動の未然防止や発生時の迅速な対応に取り組みます。
(7) 教育相談の充実	教育相談体制の充実 ●市教育研修センターの教育相談員による、児童生徒及び保護者に対し、来所や電話による相談の他、家庭訪問や学校訪問を行うなど、きめ細かな相談・指導を図ります。
	教職員の教育相談の充実 ◎都留文科大学地域交流研究センターと連携し、教職員を対象としたメンタルヘルスサポートや学級経営コンサルテーションなど、教職員への相談体制の充実を図ります。
(8) 人権教育の充実	人権教育の充実 ©学校の教育活動全般を通じた系統的・組織的な指導計画の下、人権尊重の精神を培い、「いじめ」の根絶を目指すとともに、児童生徒が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できることを目指す人権教育の充実を図ります。
(9) 福祉教育の充実	福祉教育の充実 ②地域の人材を活用した福祉に関する講話や体験的な学習、乳幼児とのふれあい体験、高齢者や障害者との交流等、体験的な学習及び異校種間連携によるボランティア活動の推進により、他者を思いやる心を育成します。 ③市内小・中学校においての、認知症サポーター養成講座を推進し、「認知症」を正しく理解するとともに、認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者(サポーター)」を育成します。
(10) 博学連携の推進	博学連携の推進 ②芸術に関する感性や郷土の歴史や文化への理解を育むため、ミュージアム都留やその他市内文化施設の利用促進を図り、学校と連携した博学連携を推進します。

[※] 博学連携:学校と博物館がそれぞれの教育機能を相乗的に活用し、学校あるいは、社会教育だけでは成し 得ない創造的かつ効果的な教育・学習を行おうとするもの。

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
規範意識の状況 読書への興味・関心の状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「学校のきまりを守っていますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査質問紙における「読書は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 90.6% 中 95.2% 小 75.6% 中 65.6%	小 92.0% 中 97.0% 小 85.0% 中 80.0%
いじめの状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導 上の諸問題に関する調査における いじめの解消率	小 87.0% 中 60.0%	小 100% 中 100%

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます

特別支援教育の充実

1 施策の方向

○ *インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援教室における教育の充実及び 教育環境の整備を図るとともに、小・中学校におけるきめ細かな特別支援教育体制の充実を図 ります。

※インクルーシブ教育システム:障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズに的確に応えるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級など「多様な学びの場」を充実させた、共生社会形成に向けたシステム。

- 特別支援教育が必要な児童、生徒及び普通教室にいる支援の必要がある児童生徒に対しては、 市負担による教員補助員を配置し、適切な指導や支援を行っていきます。
- 障がいのある児童生徒が自立した社会参加をするために、一人ひとりの教育的ニーズを的確 に把握し、発達段階や障害の状況に即した指導及び支援を充実させます。
- 特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も対象となることから、全ての学校において教員一人ひとりの専門性の向上を図り、教職員共通理解の中で推進します。

ルネッパ合	
基本方針5 一人	ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます
施策項目	施策の概要
(1)	特別支援学級の充実
特別支援学級の充実	◎小・中学校において、特別支援学級と通級指導教室の計画的な設置を図ります。
	◎支援を必要とする児童生徒のため、教育研修センターと連携し、必要
	に応じて教員補助員(支援員)を配置します。
	関係機関との連携
	◎医療、福祉、保健等の幅広い関係機関と連携し、特別支援教育を総合 的に推進します。
(2)	就学指導の充実
就学指導の充実	◎教育研修センターにおいて、就学相談の充実に努めます。
(3)	自立と社会参加の促進
自立と社会参加の促	◎自立と社会参加の促進に係る就労支援については「個別支援計画」を
進	活用する中で、関係機関が連携し、現場実習の充実、家庭への一層の 支援及び就労先での生徒に対する深い理解、就労後の継続的な支援を 行っていきます。

指標	指標の概要	R1 年度の	R6 年度の
1日 1示	拍惊切城安	現況値	目標値
「個別の指導計画」の	普通学級で「個別の指導計画」を	小 100%	小 100%
作成状況	作成している小中学校の割合	中 100%	中 100%
「個別の教育支援計 画」の作成状況	普通学級で「個別の教育支援計画」を作成している小中学校の割 合	小 100.% 中 100%	小 100% 中 100%

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り 組みます

教育環境づくり

1 施策の方向

- 学校内外の協働関係を構築し、安全力向上に向けて取組みを進め、自ら安全を確保する力を 育成するためセーフコミュニティを推進します。
- 少人数学級の推進をはじめ、習熟度指導、補習等の学習支援策を講じ、学力向上やいじめ問題への対応を工夫し、きめ細かな指導体制の充実を図ります。
- 〇 少子高齢化による児童・生徒の減少が著しい中、本市における学校の適正規模・適正配置に 向けた取組を推進します。
- 学校評価を推進し、その結果に基づく学校運営の改善を図るとともに、保護者や地域住民の 代表者で構成される学校評議員制度の活用等により、学校の教育活動の一層の充実を図ります。
- 全ての学習の基盤となる情報活用能力等の育成が必要なことから、学校のICT環境の充実を図るため、情報教育機器の整備を推進します。
- 〇 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であることから、社会情勢を踏まえた学校施設を整備します。
- 学校は、災害発生時には地域住民の避難場所ともなることから、学校施設の総合的な防災機能の強化を図ります。
- 経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対して、引き続き就学援助を行います。

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます	
施策項目	施策の概要
(1) 安全・安心なまち「セ ーフコミュニティ」の 推進	防災機能の強化 ②学校施設の構造体(校舎や体育館の本体)の耐震化については、既に終了しており、今後は非構造部材(天井、照明、窓ガラス、吊り式テレビ等)の耐震化を図り、計画的に進めている中で総合的な耐震化に努めます。 通学路の安全の確保 ③児童生徒の通学路については、学校、国、県、市、警察等の関係機関と連携した「都留市通学路安全推進協議会」を設置し、合同点検やそ

	の安全対策を協議し、より安心して通学が行えるよう取り組みます。
	 地域社会における学校安全への取り組み ◎子どもたちが安心して学校生活が送れるように、スクールガードリー
	地域社会で学校の安全に取り組みます。
	セーフコミュニティの推進
	◎より安全な学校づくりに向けて、市、地域、家庭、学校で協働体制を
(0)	構築し、自ら安全を確保する力を育成します。
(2) 教職員等の指導体制	きめ細かな指導の支援
の充実	◎児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、県のはぐくみプラン
	による少人数学級制と併せ市担教員・教員補助員を配置し、TT(チー
	ム・ティーチング)、習熟度別指導、補修等の学習支援策を講じていき ます。
	供するSAT(学生アシスタントティーチャー)事業を推進、充実させ
	ます。
	◎市立学校の管理者である市教委として、県教委に対し、「優れた人材の
	確保と教職員の適正配置」を要請します。
(3)	 安全で快適な教育環境の整備
学校施設の充実	◎学校施設の改築や改修を計画的に進めるとともに、バリアフリー化を
	はじめ、様式トイレの設置や冷暖房設備の設置を行い、安全で快適な
	教育環境の整備に努めます。
(4)	 就学の支援
就学の支援 	◎就学援助費の充実に努めます。
(5)	
ICT 活用のための基	◎情報活用能力の育成(再掲)
盤整備	ICTを活用した分かりやすい授業の充実
	◎教育用デジタルコンテンツの開発・収集を積極的に推進し、優良な教
	育情報の提供と ICT を活用した分かりやすい授業の充実を図ります。
	教員の指導力向上
	◎総合教育センターの研修及び出前研修を通して、教員の ICT 活用能力
	及び ICT 活用指導力の向上を図ります。

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
学校内におけるけが の状況	学校生活でのけがの割合	小 3.4% 中 5.0%	小 O% 中 O%
非構造部材(天井、照明、窓ガラス、吊り式テレビ等)の耐震化	非構造部材の耐震化が終了した小中学校の割合	小 87.5% 中 100%	小 100% 中 100%

基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます

家庭・地域・学校の連携

1 施策の方向

- 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で、家庭教育が行われるよう、家庭教育支援 の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域が、よりよい学校教育を通じてよりよい地域を創るという目標を共有し、 各主体が連携・協働する体制づくりを推進します。
- ホームページ等を通して学校の活動状況の広報や公開授業等により、開かれた学校づくりに 取り組みます。
- 放課後や休日における子どもたちの学習や体験活動等を支援するため、地域の大人や各種団体と連携し、活動の場や内容の充実に努めます。
- 青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、都留市青少年総合対策本部と学校、家庭、地域 社会が連携し、青少年の健全育成に努めます。

基本方針で	基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます	
施策項目	施策の概要	
(1) 幼児教育と小学校教育との円滑な移行	幼児教育と小学校教育との円滑な移行 ⑥子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育園、認定子 ども園と保護者、地域、専門機関との連携を進め、カリキュラムの検 討、子どもたち同士の交流活動の実施等の推進や教育相談等の支援の 充実、幼児教育と小学校教育との円滑な移行に向けた取り組みを推進 します。	
(2) 家庭教育支援の充実	家庭教育支援の充実 ③家庭教育の必要性や方法を記載した家庭教育の手引きを活用し、保護者への啓発を行います。 ④相談総合窓口である教育研修センターにおいて、家庭教育や子どもの発達などに関する悩みや不安に対し、必要な助言を行います。 ④乳幼児及び学齢に達した児童に対し読書を促す「子ども読書活動支援事業」を推進し、家族ぐるみで読書に親しむ活動を推進します。 ④家庭や地域の教育力を高めるため、新たな知識や技術を習得することを目的に青少年育成都留市民会議等の協力を得て、講演会・学習会を開催します。	

(3)

学校を核とした人づ くり・地域づくりの推 進

地域と学校の協働体制の構築

- ◎学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を計画的に進めます。
- ◎幅広い地域住民等が参画し、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を推進する体制を整備します。

地域活動や体験活動への支援

- ◎地域活動への子どもの参加や育成会活動、その他の地域における体験活動などに、市と地域住民が連携して取り組みます。
- ◎放課後や休日の子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、様々な体験活動、交流活動、文化活動等の機会を提供する「放課後子ども教室」事業を推進し、地域の中で、健全で心豊かな子どもを育みます。

青少年の健全な育成の推進

- ◎地域、家庭、学校、各種団体等が連携した市民総参加による青少年健全育成を推進するため、主導的役割を担う青少年育成都留市民会議の活動を支援し、市民運動の活性化を図ります。
- ◎地域協働のまちづくり推進会との連携を図り、「あいさつ・声かけ運動」やスクールガード等の実施を通して地域住民と子どもがふれあい、青少年の健全な育成を推進していきます。

(4)

青少年の体験活動の 充実

「放課後子ども教室」の充実

◎放課後や休日の子どもたちの体験・交流活動の場として、「放課後子ども教室」の拡充を図り、地域協働のまちづくり推進会や都留文科大学の学生等と連携した取組を推進します。

「のびのび興譲館」の充実

◎子ども達が自主的に集い、主体性や創造性を持ちながら、健やかにたくましく成長していくことを目的に設置した「のびのび興譲館」の充実を図り、地域のリーダーとして将来を担う人材の育成を推進します。

次代を担う青少年の健全育成

- ◎次代を担う青少年の健全育成を図るため、都留市青少年総合対策本部と、青少年健全育成活動を行う各種団体との連携を推進します。
- ◎青少年の体験活動、ボランティア活動が推進されるよう、育成会等の 組織育成を支援していきます。

	指導者の質の向上 ②青少年育成推進委員及び青少年育成会連合会との情報交換の場を設けるなど連携強化に努め、青少年を対象にした体験・交流活動や青少年問題等に関する研修会を実施し、指導者の質の向上を図ります。 生涯学習施設等の活用 ③生涯学習施設その他の公共施設を効果的に活用し、青少年の豊かな体験活動を推進します。
(5) 子どもの読書活動支援	子ども読書活動推進計画の推進 ②国や県、市で策定する子ども読書活動推進計画に沿って整備充実を図ります。 「家読」運動の推進 ③家庭教育の基本となる家族のコミュニケーションを豊かにするため、「家読」運動を推進します。 市立図書館による読書活動機会の提供 ③市立図書館との連携を進め、「セカンドブック」、「サードブック」等を通して子供たちに質の高い読書活動の機会を提供します。
(6) 環境浄化の啓発	環境浄化活動の推進 ◎青少年育成都留市民会議等との連携により、有害図書や有害広告物等 の撤去活動を実施し、健全育成に好ましくない環境の浄化に努めま す。

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
スクールガード人数	各小学校におけるスクールガード (ボランティア)の人数	348人	400人
「放課後子ども教室」 指導者数	指導員やボランティアとして「放課後子ども教室」の活動に関わった大人の延べ人数(学生を含む)	1,680 人 (見込み値)	2,144 人
サードブック実施状況	子ども読書活動支援「サードブック」実施における「読書の記録」通 帳発行率	10.0%	20.0%

学校ホームページの	学校ホームページを週に 1 回以上	小 100%	小 100%
更新状況	更新している学校の割合	中 100%	中 100%
「のびのび興譲館」 塾生数	「のびのび興譲館」塾生数	72人	100人
青少年の地域活動へ の参加状況	全国学力・学習状況調査質問紙に おける「今住んでいる地域の行事 に参加していますか」の設問に「当 てはまる」「どちらかといえば当て はまる」と回答した児童生徒の割 合	小 65.8% 中 60.8%	小 70.0% 中 65.0%

地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます

生涯学習環境づくり

1 施策の方向

- 市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりが重要です。
- 生涯学習推進体制の充実・強化を図り、生涯学習施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 市民の自主的な学習活動を支えるため、学習ニーズに合った最新の情報がいつでも多様な手段で得られるよう、情報提供体制の充実を図ります。
- 今後予想される学習意欲の高まりや多様化に対応するため、専門的な指導力や優れた資質等 を備えた指導者の養成と確保、関係団体への支援により、生涯学習の一層の促進を図ります。

(1) 多様な学習機会の提供及び生涯学習機会の拡充 ◎市、市内3大学、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、多様な学習力の方と を交流を促す活動を推進します。 ◎市民の学習ニーズを掘り起こし、生涯に渡り学習を通して生きがいとやりがいを持ち、充実した生活を送れる環境づくりを推進します。 ◎現代社会の課題や地域の課題などの解決に向けて市民が主体的に行動できるよう、情報提供や学習機会の提供に努めます。 生涯学習推進体制の充実 ◎中央公民館、市立図書館、ミュージアム都留等が相互に連携すると共に、都留文科大学その他の学術機関との連携を更に強化し、生涯学習推進のための取組を実施していきます。 「ふれあい講座」の充実 ◎市の施策の周知や現代的な課題への対応、高齢者の健康づくりなど市民の自主的な学習ニーズに応える「ふれあい講座」の充実を図ります。 高齢者や移住者の学習ニーズに応える環境の充実	基本方針8 生涯に	こわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます	
を接な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実 ②市、市内3大学、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、多様な学習プログラムや魅力あるイベントを提供し、人と人を結びつけ、学びと交流を促す活動を推進します。 ③市民の学習ニーズを掘り起こし、生涯に渡り学習を通して生きがいとやりがいを持ち、充実した生活を送れる環境づくりを推進します。 ④現代社会の課題や地域の課題などの解決に向けて市民が主体的に行動できるよう、情報提供や学習機会の提供に努めます。 生涯学習推進体制の充実 ④中央公民館、市立図書館、ミュージアム都留等が相互に連携すると共に、都留文科大学その他の学術機関との連携を更に強化し、生涯学習推進のための取組を実施していきます。 「ふれあい講座」の充実 ⑤市の施策の周知や現代的な課題への対応、高齢者の健康づくりなど市民の自主的な学習ニーズに応える環境の充実	施策項目	施策の概要	
	多様な学習機会の提 供及び生涯学習推進	 ◎市、市内3大学、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、多様な学習プログラムや魅力あるイベントを提供し、人と人を結びつけ、学びと交流を促す活動を推進します。 ◎市民の学習ニーズを掘り起こし、生涯に渡り学習を通して生きがいとやりがいを持ち、充実した生活を送れる環境づくりを推進します。 ◎現代社会の課題や地域の課題などの解決に向けて市民が主体的に行動できるよう、情報提供や学習機会の提供に努めます。 生涯学習推進体制の充実 ⑨中央公民館、市立図書館、ミュージアム都留等が相互に連携すると共に、都留文科大学その他の学術機関との連携を更に強化し、生涯学習推進のための取組を実施していきます。 「ふれあい講座」の充実 ◎市の施策の周知や現代的な課題への対応、高齢者の健康づくりなど市民の自主的な学習ニーズに応える「ふれあい講座」の充実を図ります。 	

	学びを通して地域の活性化に寄与する人材の養成に努めます。 ⑥本市に移住してきた方々が、学習活動を通じて地域に溶け込み、生きがいをもって自分らしい生活を送れるよう支援します。
(2) 生涯学習環境の充実	市立図書館機能の充実 ②市民の多様な学習ニーズに応じた蔵書の整備に努め、有効活用できるよう利用支援のサービス体制を整えます。また、求めに応じた文献調査等により市民の生涯学習活動を支えます。 ③本市の歴史などを掲載するデジタルライブラリーの充実を図り、インターネットを通じた学習機会を提供します。 ③生涯学習活動の成果発表の場として、市民に図書館の展示スペース等を提供し、学習意欲の向上と継続学習を支えます。 ③学校図書館と連携して、国、県及び市の子ども読書活動推進計画に沿って子どもたちの読書環境の整備に努めます。 ミュージアム都留の機能充実
	◎市民が本市の歴史と芸術文化に対する関心と理解を深めるため、企画展等の内容の充実を図ります。各地域における生涯学習環境の充実◎市民が身近な場所で学習活動に取り組めるよう、各地域に設置されているコミュニティセンターその他の公共施設を生涯学習の場として有効活用し、生涯学習環境の充実を図ります。
(3) 学習成果の活用支援	学習成果の活用支援 ②文化祭、公民館まつりの開催、各地域協働のまちづくり推進会が実施する文化展その他の発表会などを支援し、学習成果の活用の場を提供します。 ③学習成果を活かし、講師やボランティアとして、公民館学級やその他の学習の場において活躍できる人材を育成します。
(4) 生涯学習に関する情報提供の充実	情報提供媒体の拡充 ●市民が多様な手段で生涯学習に関する情報を得られるよう、市広報やホームページをはじめ、SNS や紙媒体による情報提供を拡充します。生涯学習に係わる多様な情報提供●市が主催する講座やイベントなどにとどまらず、県や他市町村主催の講座、大学の公開講座、また各種団体やサークルなどが行うイベントなども広く市民に周知し、多様化する学習ニーズに応えられる体制をつくります。

指標	指標の概要	R1 年度の	R6 年度の
1日 1宗	担惊 以 城 女	現況値	目標値
ふれあい講座の実施	ふれあい講座の延べ利用者数	2,281 人	2,775人
状況		(見込み値)	2,115 人
デジタルライブラリ	市立図書館ホームページで公開中	20 4	25点
ーでの公開点数	のデジタルコンテンツ数	20点	25 点
各種展示会の来場者	ミュージアム都留で開催する特別	4,889人	6,000 1
数	展・企画展の来場者数	(H30 実績値)	6,000人
鶴寿大学の新規入学 者数	新規に入学する生徒の人数。 ※一度入学し卒業後に再入学する生徒を除く	38 人中 16 人 (H30 実績値)	40人中20人
文化祭出品人数•点数	文化協会が主催する文化祭に出品	3,079 人	3,757人
大山赤山四八数・川数	する人と作品数	4,925 点	7,189 点

基本方針9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します

体

1 施策の方向

- 学校の教育活動全体を通じて、体育・健康に関する指導を適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ります。
- 〇 健康で豊かな生活の実現を目指し、体力、健康の保持・増進のための実践力、積極的に運動 に親しむ習慣や意欲・能力の育成を図ります。
- 健康・安全教育については、児童生徒が心身の状況や周囲の状況を把握し、適切かつ安全に 行動できる力の育成を図るとともに、安全マニュアルの見直しを行うなど、学校教育活動全体 を通して安全対策に取組むことが必要です。
- 栄養のバランスがとれた適切な食事をとるなど望ましい食習慣を身に付けることや、安全な 食品を選ぶための正しい知識を習得するなど食の自己管理能力を育成するために、食育を推進 することが必要です。
- 運動やスポーツに対する意識の啓発を図るとともに、関係機関の連携・協働を強めながら、 スポーツの実施率向上に向けた取り組みの充実を図ります。
- だれもが気軽に楽しむことができる軽スポーツやレクリエーション活動及び各種大会の機会や場所の提供とともに、施設の充実や指導者の育成などの環境整備を図ります。
- 市民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図ります。
- 市民が主体的にスポーツに取組めるよう、スポーツに関する様々な情報を市民が容易にどこでも入手できる情報提供システムの充実を図ります。
- 市を挙げて年代や性別に関係なく多くの市民がスポーツを楽しむ機会を提供し、「市民一人 ースポーツ」を推進します。

基本方針 9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します		
施策項目	施策の概要	
(1) 健康教育の充実	学校保健、学校給食及び食育等の推進 ②運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健、学校給食及び食育等を推進します。 ③生活習慣病、薬物乱用など、多様化する心身の健康課題に対応するため、健康管理、健康指導を推進するとともに、薬物乱用防止教室等を開催します。 ③学校の安全マニュアルの見直しを図り、総合的な安全対策に取り組みます。	
(2) スポーツ機会の充実	スポーツ機会の充実 ②子どもの心身の健全な発育・発達を目指し、学校や地域等において、 スポーツに親しみ、楽しさや意義を実感することのできるスポーツ機 会の充実を図ります。 学校体育の充実 ②学校体育の充実 ②学校体育の充実や子どもたちが、様々なスポーツに出会い、親しむことができる機会の創出に努めます。	
(3) オリンピック・パラリ ンピック教育の推進	各大会への観戦やパラスポーツ体験等を通じたスポーツへの興味・関心・理解の促進 ②学校連携観戦事業等を通じて、スポーツへの興味・関心を図ります。 ②各大会開催にあわせてパラスポーツ等の体験等ができる機会を設け、 スポーツの楽しみを紹介していきます。	
(4) 「市民みんなのスポーツ」の推進	生涯スポーツの普及啓発 ②生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、安全でいつまでも気軽に親しめる生涯スポーツの普及啓発に努めます。 日常的にスポーツ活動に参加するための取組 ③関係機関と連携し、市民の誰もが日常的にスポーツ活動に参画できるよう取り組みます。	

	マラソン大会の開催 ②市民スポーツの振興及び地域の活性化を推進するため、市の自然環境の豊かさを体感しながら、健康的に走ることができる魅力あるマラソン大会を開催します。 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 ③市民が自発的・自主的に参画する地域スポーツの環境を充実するため、総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。
(5) 指導者等の育成・ 確保・活用	スポーツ指導者の育成 ②市スポーツ推進委員、スポーツ少年団等の指導者の確保及び育成に努めます。 ③市内外のスポーツ有資格者や学生時代のスポーツ経験者を募り、市が行うスポーツ教室やスポーツ事業の指導や参画を促進します。
(6) スポーツ施設の効率 的利用と整備の充実	施設の利用拡大 ②市社会体育施設に加え、小中学校体育館、グラウンド等を一般開放し、市民のスポーツの機会を提供します。 ③健康ジムのトレーニング機器及びスタジオプログラムの充実を図り、施設の利用拡大に努めます。 ③既存の体育施設の一層の活用を推進するとともに、改修・改善の必要な箇所については随時整備を図り、施設利用機会の拡充に努めます。

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
スポーツの実施状況	「山梨県体カテスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日(週3回以上)、運動やスポーツを実施している小学生の割合※県の調査結果による	男 59.1% 女 60.8% (H30 実績値)	男 65.0% 女 65.0%
薬物乱用防止への取り組み状況	薬物乱用防止教室を実施している 小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
朝食の摂取状況	全国学力・学習状況調査質問紙に おける「朝食を毎日食べています か」と回答した児童生徒の割合	小 96.6% 中 94.8%	小 97.0% 中 95.0%

市民参加機会の充実	市民参加によるスポーツイベント (市スポーツ教室、市スポーツ大 会、体育祭り、市民運動会)に参加 した市民の割合	18.7% (H30 実績値)	19.7%
スポーツ施設の利用	市社会体育施設及び市内小中学校	9.7回/1人·年	10.2 回/1 人·年
状況	体育施設の利用頻度	(H30 実績値)	10.2回/1八年

基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます

文化芸術の振興

1 施策の方向

- 魅力ある文化を創造し、市民が心豊かな生きがいのある生活を送るために、文化芸術に触れ合い、親しむ機会の充実を図ります。
- 若者をはじめ広く市民に対して文化芸術活動への参加を促進し、裾野拡大を図るとともに、 芸術文化水準の一層の向上を目指します。
- 市内には重要な文化遺産が多く存在しています。これらは現在の都留市につながる礎であり、 都留市民の生活文化の基礎でもあります。このため、市内の文化遺産の現状を調査し、的確な 把握を行うことにより、文化遺産の保存対策を講じていきます。
- 指定文化財については、保存修復等が必要になった場合、所有者等に対して支援を行い貴重な文化財を保護し、多くの市民に歴史と文化に触れる機会を提供することにより、文化財の保存と活用に努め、次世代に引き継いでいきます。
- 指定文化財や埋蔵文化財を保護するための調査と保護を行うとともに、広く市民に公開し、 観光面など、他分野での活用も図っていきます。

基本方針10 市	民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます	
施策項目	施策の概要	
(1) 文化芸術に親しむ機会の充実	文化芸術に親しむ機会の充実 の市民の要望に応じた文化芸術普及事業の充実を図るため、ミュージアム都留を拠点として、絵画や文学・歴史等に関する多種多様な企画展や体験講座等を開催します。 の地域の人々が文化ボランティアとして展示解説や運営に参加しやすい環境づくりを推進し、市民が身近で親しみを感じるミュージアム都留を目指します。 の都の社うぐいすホール等において、市民に優れた舞台芸術や音楽鑑賞の機会や優れた環境での芸術・音楽活動の場を提供し、市民文化芸術水準の一層の向上を目指します。 学校の児童生徒が文化芸術に親しむための取組 の各教科の授業や部活動において、地域の優れた文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取組を進めます。 	

(2) 文化芸術活動への支援	文化祭や公民館まつりの成果の継承 ②文化祭や公民館まつりの成果を継承し、様々な芸術文化の交流を通じて市民の文化活動への参加を促進し、個性あふれる文化を創造します。 芸術文化活動を行う個人や団体の育成 ③本市芸術文化の振興と文化芸術水準の向上のため、芸術文化活動を行う個人や団体の交流を促進し、活動の拡大や次世代の育成を図ります。
(3) 文化財の保存と継承	文化財の適切な保存と継承のための取組み ②文化財の保存状態についての調査を実施し、文化財の適切な保存と継承のための取組みを行います。 ③文化財審議委員会と連携し、学術価値を有し、文化財として保護すべき候補物件の把握に努めるとともに、新規指定や登録に取り組みます。 ③文化財の保護・保存を前提としながらも、地域の活性化を含め、積極的な活用への取り組みや防火・防災への対応、災害時等の文化財の救出等に対応する体制の整備に努めます。
(4) 博学連携の推進 [再掲 基本方針 4(10)]	博学連携の推進 ◎芸術に関する感性や郷土の歴史や文化への理解を育むため、ミュージ アム都留やその他市内文化施設の利用促進を図り、学校と連携した博 学連携を推進します。

[※] 博学連携:学校と博物館がそれぞれの教育機能を相乗的に活用し、学校あるいは、社会教育だけでは成し 得ない創造的かつ効果的な教育・学習を行おうとするもの。

指標	指標の概要	R1 年度の	R6 年度の
1日 1宗	指 惊 の 城 安 	現況値	目標値
郷土歴史施設の利用	ミュージアム都留、尾県郷土資料	12,634 人	14,000 1
状況	館、商家資料館の入館者数	(H3O 実績値)	14,000 人
芸術文化に親しんだ人数	文化祭大会部門の参加者数	2,045人	2,453人
文化財の登録・指定件 数	国・県・市の登録文化財、指定文化財の件数	96件	99件

都の杜うぐいすホールの利用状況	都の杜うぐいすホールの利用率 (大・小ホールの平均)	60.0% (見込み値)	70.0%
講師派遣件数	ミュージアム都留の学芸員の学校 等への派遣件数	5件	7件

第7章 検証・評価と見直し

1 進捗状況の点検及び計画の見直し

本計画の推進に当たっては、多様化する市民ニーズや社会・経済情勢の変化に対応し、実効性のあるものとするため、進捗状況の点検及び見直しが必要となります。

点検に当たっては、目標となる指標の達成状況を把握しながら、計画に沿って施策が実施されているか、自ら点検・評価を行い、その結果に応じた取り組みの見直しを行います。

また、本計画は今後5年間に取組むべき施策の基本方針を示すものであることから、特段の事由がある場合を除き、策定から5年度を目途に見直し、新たな計画を策定するものとします。

2 目標となる指標一覧

基本方針1 大学等と連携した教育施策を展開します

指標	指標の概要	R1 年度の	R6 年度の
1日 1宗	自惊切恢安	現況値	目標値
学生アシスタント	学生アシスタントティーチャーの	170人	400人
ティーチャーの状況	配置人数	(H30 実績値)	
	学校からの要望に対して、SAT-A の学生の派遣率	小中 37.7%	小中 50.0%
SAT への派遣状況	学校からの要望に対して、SAT-B の学生の派遣率	小中 80.0%	小中 100%
	学校からの要望に対して、SAT-C の学生の派遣率	小中 85.0%	小中 100%

※ SAT-A: 放課後の学習支援、 SAT-B: 授業中における学習支援

SAT-C: 個別的な支援が必要な児童等の在籍する学級での補助的な活動

基本方針2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
夢や目標を持っている状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「将来の夢や目標を持っていますか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合	小 83.4% 中 70.8%	小 90.0% 中 90.0%
児童生徒 1 人 1 台情	児童生徒に対し、タブレット等の	小 30.0%	小 100%
報端末	情報端末整備の割合	中 30.0%	中 100%
普通教室における校	小中学校における校内 LAN の整備の割合	小 50.0%	小 100%
内LANの整備		中 50.0%	中 100%

基本方針3 確かな学力と自立する力を育成します

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
国語への興味・関心の 状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「国語の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 57.9% 中 89.6%	小 65.0% 中 90.0%
算数・数学への興味・ 関心の状況	全国学力・学習状況調査質問紙における「算数・数学の勉強は好きですか」の設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 71.0% 中 58.4%	小 80.0% 中 70.0%
実用英語技能検定合 格者の状況	英語検定 5 級以上の合格者数	58 人 (H30 実績値)	95人
実用英語技能検定の 取得児童数	英語検定5級以上の資格取得児童 数の割合	小 1.4% (H30 実績値)	小 5.0%

基本方針4 豊かな心と自己実現を図る力を育成します

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
規範意識の状況	全国学力・学習状況調査質問紙に おける「学校のきまりを守ってい ますか」の設問に「当てはまる」「ど ちらかといえば当てはまる」と回 答した児童生徒の割合	小 90.6% 中 95.2%	小 92.0% 中 97.0%
読書への興味・関心の 状況	全国学力・学習状況調査質問紙に おける「読書は好きですか」の設問 に「当てはまる」「どちらかといえ ば当てはまる」と回答した児童生 徒の割合	小 75.6% 中 65.6%	小 85.0% 中 80.0%
いじめの状況	「児童生徒の問題行動等生徒指導 上の諸問題に関する調査における いじめの解消率	小 87.0% 中 60.0%	小 100% 中 100%

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます

 指 標	 指標の概要	R1 年度の	R6 年度の
1日 1宗	は気の気を	現況値	目標値
「個別の指導計画」の	普通学級で「個別の指導計画」を	小 100%	小 100%
作成状況	作成している小中学校の割合	中 100%	中 100%
「個別の教育支援計 画」の作成状況	普通学級で「個別の教育支援計画」を作成している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに 取り組みます

指標	指標の概要	R1 年度の	R6 年度の
1日 1宗	担保切城女	現況値	目標値
学校内におけるけが	学校生活でのけがの割合	小 3.4%	小 0%
の状況	子牧主心とのけんの部合	中 5.0%	中 0%
非構造部材(天井、照	非構造部材の耐震化が終了した小	小 87.5%	小 100%
明、窓ガラス、吊り式テレビ等)の耐震化	中学校の割合	中 100%	中 100%

基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
スクールガード人数	各小学校におけるスクールガード (ボランティア)の人数	348人	400人
「放課後子ども教室」 指導者数	指導員やボランティアとして「放課後子ども教室」の活動に関わった大人の延べ人数(学生を含む)	1,680 人 (見込み値)	2,144人
サードブック実施状況	子ども読書活動支援「サードブック」実施における「読書の記録」通 帳発行率	10.0%	20.0%
学校ホームページの	学校ホームページを週に 1 回以上	小 100%	小 100%
更新状況	更新している学校の割合	中 100%	中 100%
「のびのび興譲館」 塾生数	「のびのび興譲館」の塾生数	72人	100人
	全国学力・学習状況調査質問紙に		
	おける「今住んでいる地域の行事		
青少年の地域活動へ	に参加していますか」の設問に「当	小 65.8%	小 70.0%
の参加状況	てはまる」「どちらかといえば当て	中 60.8%	中 65.0%
	はまる」と回答した児童生徒の割合		

基本方針 8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
ふれあい講座の実施 状況	ふれあい講座の延べ利用者数	2,281 人 (見込み値)	2,775人
デジタルライブラリ ーでの公開点数	市立図書館ホームページで公開中 のデジタルコンテンツ数	20 点	25点
各種展示会の来場者 数	ミュージアム都留で開催する特別 展・企画展の来場者数	4,889 人 (H30 実績値)	6,000人
鶴寿大学の新規入学 者数	新規に入学する生徒の人数。 ※一度入学し卒業後に再入学する生徒を除く	38 人中 16 人 (H30 実績値)	40人中20人
文化祭出品人数•点数	文化協会が主催する文化祭に出品する人と作品数	3,079 人 4,925 点	3,757人 7,189点

基本方針 9 健康で豊かな生活を営む健やかな体を育成します

指標	指標の概要	R1 年度の	R6 年度の
10 1%	10 13. V) 180 S	現況値	目標値
スポーツの実施状況	「山梨県体力テスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日(週3回以上)、運動やスポーツを実施している小学生の割合※県の調査結果による	男 59.1% 女 60.8% (H30 実績値)	男 65.0% 女 65.0%
薬物乱用防止への取	薬物乱用防止教室を実施している	小 100%	小 100%
り組み状況	小中学校の割合	中 100%	中 100%
朝食の摂取状況	全国学力・学習状況調査質問紙に おける「朝食を毎日食べています か」と回答した児童生徒の割合	小 96.6% 中 94.8%	小 97.0% 中 95.0%
市民参加機会の充実	市民参加によるスポーツイベント (市スポーツ教室、市スポーツ大	18.7% (H30 実績値)	19.7%

	会、体育祭り、市民運動会)に参加		
	した市民の割合		
スポーツ施設の利用	市社会体育施設及び市内小中学校	9.7回/1人·年	10.2 回/1人
状況	体育施設の利用頻度	(H30 実績値)	年

基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を 進めます

指標	指標の概要	R1 年度の 現況値	R6 年度の 目標値
郷土歴史施設の利用 状況	ミュージアム都留、尾県郷土資料館、商家資料館の入館者数	12,634 人 (H30 実績値)	14,000人
芸術文化に親しんだ人数	文化祭大会部門の参加者数	2,045人	2,453 人
文化財の登録・指定件 数	国・県・市の登録文化財、指定文化 財の件数	96件	99件
都の杜うぐいすホー ルの利用状況	都の杜うぐいすホールの利用率 (大・小ホールの平均)	60.0%	70.0%
講師派遣件数	ミュージアム都留の学芸員の学校 等への派遣件数	5件	7件

資 料 集

策定委員会委員名簿

NO	氏 名	所属・役職	備考
1		社会教育委員の会会長・公民館運営審議会会長	
2		体育協会会長	
3		文化協会会長	
4		スポーツ推進委員委員長	
5		青少年健全育成都留市民会議会長	
6		都留市小中学校校長会会長	
7		市 PTA 連合会会長	
8		青少年育成推進委員会会長	
9		図書館協議会委員長	
10		博物館協議会会長	
11		地域協働のまちづくり推進会連絡会会長	
12		○○幼稚園園長	
13		保育所連合会会長(宝保育所所長)	

教育委員名簿

区分	氏 名 (ふりがな)	備 考
教 育 長	上 野 清(うえの きよし)	
職務代理者	白 戸 吉 男 (しらと よしお)	
委員	小 俣 洋 (おまた ひろし)	
委員	三 枝 泰 子 (さいぐさ たいこ)	
委員	小 俣 和 英 (おまた かずひで)	
委員	遠 山 江 理 (とおやま えり)	

都留市教育振興基本計画

令和2年4月 都留市教育委員会

〒402-8501 山梨県都留市上谷1-1-1

電話 0554-43-1111

FAX0554-45-5005

都留市ホームページ

http://www.city.tsuru.yamanashi.jp